

令和 7 年 第 2 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 5 月 30 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 7 年 6 月 9 日 午前 10 時 00 分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和 7 年 6 月 9 日 午後 1 時 55 分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10 番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11 番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13 番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14 番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎 太 郎	出	16 番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	中 村 忠太郎
	市民福祉部長		茶業振興課長	岩 吉 栄 治
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	志 田 文 彦
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	松 尾 憲 造
	教 育 部 長		建 設 課 長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	津 山 光 朗	環境下水道課長	
	財 政 課 長	金 田 正 和	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	企画政策課参事		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長	松 尾 良 孝	農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	太 田 長 寿		

令和 7 年第 2 回嬉野市議会定例会議事日程

令和 7 年 6 月 9 日（月）

本会議第 2 日目

午前10時 開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第41号 | 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第42号 | 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第43号 | 令和 7 年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議案質疑 | |
| | 議案第31号 | 専決処分（第 2 号）の承認を求めることについて |
| | 議案第32号 | 専決処分（第 3 号）の承認を求めることについて |
| | 議案第33号 | 専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて |
| | 議案第34号 | 嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第35号 | 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第36号 | 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第37号 | 令和 7 年度嬉野市一般会計補正予算（第 2 号） |
| | 議案第38号 | 令和 7 年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第39号 | 令和 7 年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第40号 | 建設工事請負契約の締結について |
| | 議案第41号 | 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第42号 | 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第43号 | 令和 7 年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号） |

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、

直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長から議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）までの3件が追加議案として提出され、上程することと決定されました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第3．議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）までの3件の追加議案を一括して議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

本日、今定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回の追加提案につきましては、条例の一部改正2件、令和7年度の補正予算1件の合わせて3件をお願いするものでございます。

まず、条例の一部改正でございます。

議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第42号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

最後に、議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ360万6,000円を追加し、補正後の予算総額を211億5,211万円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、県支出金として、選挙費委託金及び過年農林水産施設災害復旧費県補助金を財源として計上をしております。

なお、歳入歳出に所要額を計上した結果、財源調整といたしまして、財政調整基金からの繰入金を増額しております。

次に、歳出につきましては、参議院議員選挙費として18万2,000円、市長・市議会議員選挙費として32万4,000円、過年農林水産施設災害復旧費の林道災害復旧増工分として310万円を補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、このたびの追加議案の概要説明を終わらせていただきます。

慎重審議をお願い申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第41号から議案第43号までの3件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第43号までの3件につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（辻 浩一君）

会議を再開いたします。

日程第4．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

それでは、議案第31号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてから、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、6件の議案については一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第31号から36号までの質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

まず、2ページ及び3ページの第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページから12ページまでの歳入についての質疑を行います。

15款．国庫支出金、2項．国庫補助金から22款．市債、1項．市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書6ページについて質疑を行います。

1目．総務費国庫補助金について順次発言を許可します。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）（定額）6,614万円。今回は物価高騰対応のための交付金ですが、全市民を対象にした事業というのは検討されなかったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言の全市民を対象とした支援についても、内閣府が示す本交付金の事業推奨メニューに合致するメニューの一つということで認識をしております。ですが、最終的な交付金の集約時点におきましては、具体的な事業の立案、また事業スキームの検討までには至っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。

前のときというか、あれだけ「うれしかーど」、「うれしかーど」、「うれしかーど」と言って「うれしかーど」による交付をされてきたにもかかわらず、今回はその検討もされなかったということは何か非常に残念かなということと、私たちは新聞を見たりする中で、ほかでは、商品券を佐賀県内でも交付したとか、あとは水道料の基本料金の援助などなどという話を聞けば、やはり市民の方も、何らか交付されるんじゃないか、今年も「うれしかーど」に来るかなという期待のほうが大きかったと思うんですけども、それに関しては何も発言はなかったんでしょうか、検討はなかったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回は国の支援施策や低所得者世帯への給付金事業の実施及び本市への交付限度額、予算の規模、それと、優先すべき施策などを総合的に判断いたしまして、今回、医療、また産業、農業中心ですけれども、農業、学校、保育施設、また、地域に対する対策支援ということに充当することと、予算計上をしたところでございます。

議員御発言の、市民への商品券だとか「うれしかーど」という部分については、今回は具体的な、一人幾らぐらいにするとか、どういった支給の仕方にするかというようなところまでは検討いたしておりません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

検討されなかったということですけど、やはり皆さん、全市民の方が物価高騰のあおりを

受けておりますので、検討されなかったではなく、検討していただいて、その結果として対策をこういうふうに講じられたというのがあれば何か納得できるんですけど、そこまで検討をされなかった、できなかった、されなかったということはどうしてかなと疑問が残るんですけれども、全然そういう話にはならなかったんですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

もちろん、各分野で必要な支援については検討をされていることと思います。その分の取りまとめとして全体の交付金の限度額、それと必要な優先順位、先ほど申しました優先順位を勘案して、最終的に私の所管課、企画政策課のほうで検討する段階では、そこに検討材料、事業として上がっていなかったということで、各それぞれの担当のほうでは、そういった支援もあるんじゃないかという部分は検討されていることと存じます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

少し追加で答弁をいたしますけれども、産業振興部のほうでいろいろ検討をされて、今、議員御発言のようなそういった支援もできないかというのも、私のところにまでは上がって検討はいたしております。また、そのほかにも市民福祉部のほうから上がってきた案件等もございましたけれども、先ほど課長が答弁を申しましたように、優先順位を決めて今回支援策を決定したというところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）の6,614万円でお伺いいたします。

今、古川議員の質問で大体分かりました。

私が通告しておりますのが、充当事業選定の経緯と理由をお伺いいたしますとしていますけれども、その中で、各課からそのメニューが上がってきたというのはお聞きしていますし、今回5事業というのも承知はしておりますけれども、その中で、茶業生産対策事業費に5,500万円充当されているわけなんですけれども、まず、各課から上がってきた推奨メニュー分をお伺いいたします。

あと、先ほどの経緯と理由もお伺いしたいんですけれども、そこで選定した理由と、あと、

最終的に選定は担当課でされるのでしょうか、市長がされるのでしょうか、そこまでお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本交付金事業の選定の経緯につきましては、まず、各分野所管業務における有効な新規事業の立案であるとか、既存事業の拡充検討、また、財源充当可能な事業の洗い出し、これは当初予算等で上げている分の充当可能な事業というような意味合いですけれども、そういった事業を各課で検討をするということにしております。

最終的に、事業の優先度合いと本交付金の限度額や一般財源投入額など、市長、副市長までの事業調整や財政面での精査を経て事業選定をしております。私のほうでは、全ての事業についてどういった部分が各担当課で検討されたのかというところまでは把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回のこの推奨メニューというのは、物価高騰対応により重点的、効果的に活用とあります。例えば、お茶生産者だけの交付とかじゃなくて、先ほど古川議員も申されましたけど、市民全体、それとか、お茶生産者だけじゃなくて農業者全体にできなかったというのがちょっとあるんですけれども、そこら辺、何でお茶生産者だけの交付ということになったのでしょうか。（発言する者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかの事業にも……

○11番（増田朝子君）続

答弁をしたら……

○議長（辻 浩一君）

もう一回質問をし直してください。

○11番（増田朝子君）続

今回の推奨メニューが物価高騰対応により重点的、効果的に活用とあります。歳出で出てきますけれども、お茶生産対策支援事業に充当されております。しかし、私も市民全体に充当すべきだったと思います。

今回はお茶生産者ということですが、お茶生産者だけではなくても、農業者全体に

充当されてもよかったんじゃないでしょうかというお尋ねです。（発言する者あり）

○議長（辻 浩一君）

はい、ちょっと待ってください。

言い方として、お茶だけで、何というかな……

○11番（増田朝子君）続

生産者とかですか。

○議長（辻 浩一君）

農業全体に配布するべきであって、お茶に重点的にやったのはなぜかということを聞きたいんですかね。（発言する者あり）ここは、まず歳入の部分ですよ、歳出の部分じゃなくて。

○11番（増田朝子君）続

歳入、うん、そうですね。じゃ、もう一回質問し直していいですか。

○議長（辻 浩一君）

そしたら、今の歳入に関しての質問をしてください。

○11番（増田朝子君）続

はい。今回その推奨メニューですけれども、物価高騰に本当に疲弊されているのは市民全体なんですよ。それで、市民全体に対しての交付金であってもよかったんじゃないかなと思います。

今回5事業ありますけれども、その選定の仕方、先ほども古川議員からありましたけれども、選定の仕方をもう少ししっかりと議論されてもよかったんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

ちょっとまだ歳出の部分聞いているような気がしますけれども、歳入についてですよ……

○11番（増田朝子君）続

充当やから……

○議長（辻 浩一君）

歳入は国からのメニューに対して……

○11番（増田朝子君）続

でも、選定するわけでしょう。

○議長（辻 浩一君）

選定するときは、もう歳出のところになるじゃないですか。

○11番（増田朝子君）続

いや、前そんなふうに言われたときに、充当するのは歳入でということで……

○議長（辻 浩一君）

そがんことはなかよ。（発言する者あり）

答えられますか……（「御希望に沿えるかどうか分からないですけど」と呼ぶ者あり）

そしたら、企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の充当の部分ですけれども、最終的に上がってきた部分の限度額がありますので、その辺の配分等で事業費は、充当の額は決定されております。今回上程に、予算計上をしているところです。

国の、内閣府が示す推奨事業メニューといいますのは物価高騰のほうが頭についていますので、その内容が主なものということで私どもも認識をしておりますけれども、各事業者であつたりとか、地域であつたりとか、そういった部分もありますので、その中での選定ということで、今回は事業の優先順位でこういった形で充当をさせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今、充当先の事業の選定として優先順位と答弁がございましたけれども、優先順位とした理由をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

優先順位を確定した理由というお話ですけれども、今回のお茶につきましては、3月の寒の戻りと申しましょうか、そういったもので大分収穫も落ちているというような状況でございます。そういった意味で、今やはり何らかの手だてをしておかないと次年度にもつながっていかないだろうというのをまずもった考えでございます。

今までもいろんな支援策をしてまいりましたけれども、この時点では旅行の支援を打つのが一番いいんじゃないののだろうかとか、ここはやっぱり旅館さんにしっかり頑張ってもらわんといかんよねとか、やっぱりここは地域の経済を回さんといかんよねとか、そのときそのときでいろんなことを考えて優先順位を決めて予算を計上しているということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書13ページから27ページまでの歳出について質疑を行います。

事項別明細書13ページ、2款、総務費のうち、1項、総務管理費について質疑の通告があります。

まず、9目、地域振興事業費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

予算書13ページで、主要な事業の説明書は3ページになります。

こちらは資料を頂きました。その中で通告しておりますのが、事業活動費の15%の交付金で計画どおりに事業ができますでしょうかというお尋ねですけれども、こちらは資料で、縮減、変更の事業、断念した事業とありますけれども、こちらの具体的に挙げていただいた分が、今回の補正で十分に事業ができるということで確認してよろしいでしょうか、確認です。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

基本的には各地域コミュニティにおいて、当初予算のほうで既存の交付金を、そのときの交付金を踏まえて7年度の事業計画、予算立てを各コミュニティのほうで行っておりますので、その年度としては、その既存の範囲内で行うというような計画をしていただいているものでございますので、それに基づきコミュニティの活動が展開されるものと考えております。

今回の追加交付金により、以前からしたら縮小といいますか、数量を数少なく購入をされたりとか、そういった部分については多少の充実、事業の充実という部分にはつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回、物価高騰がございましたので、縮減とか変更、それとか断念しなきゃならなかった事業を挙げてもらっていますけれども、例えば、資料の中で、グラウンドゴルフ大会をできなかったけどボッチャ大会にしましたと。そしたら、これが、じゃ、グラウンドゴルフに戻そうかということで、この交付金をいただいたことによってそういう計画に戻る可能性もあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

各地域コミュニティにおける事業については、以前やっていたものが変更になった分に

については予算の問題もあるでしょうけれども、その他いろいろな要因があるかと思いたすので、この交付金によって、先ほど例に挙げられましたグラウンドゴルフ大会の例えば復活というか、前と同じような形でやるとかという部分に直接つながるかどうかは、また別かなと思いたす。

以上でございたす。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それと、もう一点確認なんですけれども、廃止、断念事業として、定期開催している医師による健康講座の広報事業、講演記録発行业とありますけれども、こちらはたしか以前、一回このような広報を発行されたと思いたすけれども、これについての説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

以前から、この交付金の額につきましてはここ数年は変更はしていないところでございたすけれども、地域コミュニティの事務局長会議等々で御意見をいただいて、なかなか事業が縮減になる傾向にあるというようなお話はお受けいたしておりましたので、この機会にそういった措置を取ったところではございたすけれども、何せ7年度事業はもう走っているところでございたすので、新規事業の立案等については難しい部分もあるかなということでお話は伺っておりますけれども、先ほど例に挙げていただいた事業に関しましては、新規と申しますか、以前やっていた事業をまたやりたいというような話もございたしたので、配布をさせていただいた、お配りした資料にはその内容を書かせていただいているところでございたす。

以上でございたす。

○議長（辻 浩一君）

次に、16目．庁舎等整備費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、16目．庁舎等整備費で委託料と備品購入費に関して一括でお尋ねします。

まず、委託先についてお伺いしますということと、2点目として、スマートフォンを今回二十数台購入予定ですが、スマートフォンは1人1台所有するのか、具体的な使用方法についての説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回導入予定のパイロットオフィス用のスマートフォンになりますけれども、この分については、現庁舎の既設のNTT電話ネットワークにスマートフォンを接続するというところから、既存設備の追加機器の調達や設定工事に優位性のある、現在入っていただいておりますNTT西日本への委託を想定しております。

各スマートフォンの通信のキャリアについてはそのネットワーク、NTT西日本と親和性の高い携帯電話事業者ということで想定をしているところでございます。

2点目の、使用方法ということです。

パイロットオフィス用としてのスマートフォンということで、現段階ではですね。企画政策課及び広報・広聴課の2課で、これまでの固定電話、内線電話、この分は2課で計15台でございます。今現在それを使っていますけれども、その代替えとして現庁舎ネットワークに接続をして、庁舎の内線電話機能を持ったスマートフォン機器を各職員に1台割り当てる予定としております。

これまでの各課の固定電話、内線電話、この分をスマートフォンとして携帯するイメージでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、広報・広聴課ないし企画政策課にある固定電話は全部廃止するというような形で、このスマホに変わっていくというようなイメージで捉えてよろしいですね。そういう感じかなとは思いましたので。

あと、スマホを1人1台持つようになっていく状況で、今まで、現在もそうなんですけれども、コールセンターができてコールセンターから一括して各課、各担当者につなげていただくようになっていくだろうとは思いますが、今は各課に直通で、例えば企画政策課に直接電話できる状況にもなっているかとは思いますが、そういう取扱いも今後できるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

スマートフォンへのつながり方というか、その辺りの質問かなと思いますけれども、実証事

業ということで、今後いろいろな形で変更をしていく場合はあるかと思いますが、現時点では交換業務の外部委託の分をフロントヤードのほうでの事業で計画がされておりますけれども、ここについては、まず代表電話と市民課の電話については一括して業務委託の事業者のほうでまず取ってもらうと。回す必要がある分については担当課に回すというような形にはなるかと思います。

企画政策課、広聴・広報課についても随時、ちょっと後になるということでは聞いておりますけれども、企画の直通、広報の直通も、そのような形で1度、業者のほうで受けていただいて、そこから担当の係なのか、個人なのかということで振り分けして電話を回していただくという形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

最後の質問なんですけれども、この主要な事業の説明書の4ページに事業のほうをまとめて書いてありますけれども、2番目の事業内容のほうに、このスマートフォンの設備後云々というような中の最後のくだりのところでございますけれども、電話以外でのスマートフォンの活用による効果検証ということで書いてありますけれども、先ほどの説明をお聞きしていると、全部コールセンターから電話をつなぐ関係で説明を受けたんですけれども、このスマートフォン機能を十分に活用されたスマートフォンの活用というのは、具体的にどのようなことでの活用を指しているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

スマートフォンの活用については想定できるものが結構多いかなと思っています。出先、現場での電話の受送信についてはもちろん現場でできるというようなもの、あと、リモートワーク等でも公用のスマートフォンを活用できるかなと思っています。

それと、現場に出向いたときのデータ送信、写真を送るとか、場合によってはちょっと動画を送るとかという部分でも活用できますし、現在も試行中ではございますけれども、企画政策課及び広聴・広報課につきましては、パイロットオフィスの中で、スマートフォン、ちょっとこれ今個人になってはいますが、個人のスマートフォンにいろいろな業務アプリをまだ落として、その分を活用しています。例えば、出勤のアプリだとか、あと、全庁的にやっている分としては公用車の運転日誌とか、借用の部分とか、そういった部分もできま

すし、今回、全庁的な部分としては、チャット機能についてはLINEみたいな形でやり取りができる。これの運用については携帯を使ってできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、阿部愛子議員。

○４番（阿部愛子君）

今の質問で理解はできましたけれども、私は一つ、個人で持つようになったら、ずっと休み時間も持っているというか、１日、勤務中持っているということになるんでしょうか、携帯電話を。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

勤務中は持っていていただく形にはなるかと思います。先ほどちょっとお話ししましたけれども、各課にかかってくる電話について、今、固定電話については、例えば企画政策課にかかってきたら企画政策課に所有しています10台ほどの電話が全て鳴るような形ですけれども、この分が１度、事業者から回ってきますので、今後ちょっとそういうことは想定しにくいんですけれども、一遍にかかってくるということは、設定によって、例えば同じ係の方に何台か一遍に鳴らすのか、全部鳴らすのかというようなところがありますので、その辺については今後使ってみながら検討をしていきたいと思っておりますけれども、例えば、休みのときは電源を切るとか、鳴らないようにするとかですね。鳴らないようにするのは休みの部分が把握できていないとできませんので、その辺は検討しながらにはなりますけれども、柔軟に対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

阿部愛子議員。

○４番（阿部愛子君）

ここの、主要な事業の説明書のところに、スマートフォンを活用した働き方改革の検証とありますけれども、その働き方改革の検証というところをどういうふうに考え、さっきの答弁と重なるところはあるんですけれども、これを、昔はポケベルみたいなのを持っていたわけですね、昔は、用事があったら。だけでも、これをずっと持っているということは、おうちにも持って帰ってということなんですかね。ちょっともう一回お願いしたいんですけれども。この携帯電話を個人がずっと持っているということですかね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

その部分は運用の部分で決定をしていく部分かと思いますが、内線電話は家に今持って帰れない状態ですので、同じような形で、終業時間が終わったら置いて帰るとか、そういった部分もできますし、何か夜間等に、例えば災害等で必要な場合は持って帰る可能性もありますけれども、そこはまた運用のほうで変わってくるかなと思います。

働き方改革については、先ほどとちょっと重なる部分もあるかと思いますが、電話の受送信だけではなくて、いろいろなデータ送信であったりとか、アプリの活用という部分で、その業務の活用としてはかなり広く使えるものであるということで認識をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

仕事以外に使えないようにはなるんですかね。例えば、株を買うとか、ちょっとそういう、ちょっとですけど、そういうふうに私的なところでも使えるんですか、どうなんですかね。私今ちょっと疑問に思いましたので。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

制限がかけられるかどうかまではちょっと私は存じておりませんが、基本的に、一般の内線電話についても、例えば私用に電話をかけようと思ったらかけられますので、いろいろなそういったコンプライアンスの問題はあるかと思いますが、そこはきっちり、活用の際にはルールを決めながらやる必要があるかなと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

お二人の議員さんが質問されましたので大体分かったつもりなんですけれども、2つの課で25台ということで、私が前に働いていたところも、やはり皆さん全員、勤務の折は持っていらっしゃいました、スマートフォンを持たないと仕事ができませんでしたので。ただ、その機能に、3台からもうちょっとぐらいだけが外とつながりを持てるスマートフォンでし

た。理由は、全員が外とつながる必要がないというところで、仕事をしているところの中でつながればいいんじゃないかというふうな前提の下にそういうふうにされていたと思います。

今、職員は自分のスマートフォンを持って外に行って電話の対応をしたりとか、そういう現状もあると思いますので、ある程度はもう仕方なく、やはりそういう機能を持ってしないと仕事にならないかなというふうな思いがあるんですけども、全部がその対象になるということが、今後いろんな問題が出てくるのかなと思いましたので、今ここで聞いたとしても、今から先でそれは検討しますと言われましたので、そこら辺を十分に入れて検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁は。

○3番（古川英子君）続

それだけもらいます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員おっしゃったとおり、今回パイロットオフィス内での活用ということで25台予定をしています。一部、会計年度任用職員さんに関しては配布を今回しないというような内容になっておりますけれども、あくまでも今後の新庁舎に向けての電話はどういった形がいいだろうかという部分の検証になります。新庁舎なってからの費用面も十分考慮しないといけないと思いますので、先ほど申されましたように、一部機能を制限するとか、そういった部分は検討材料になってくるものと考えております。

働き方改革の中で、自席、固定席以外での活用ができるためにはこういった形がいいだろうということでの提案というか事業ということで、今後、各課の配置だとか、そういった部分も絡みながら電話の設置については検討をしていくものと考えておりますので、今後、また改めて御報告等もさせていただくこともあるかと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をいたします。

通告では、パイロットオフィス用スマホの仕様をどのように考えておられますかと、使い方のマニュアルとかの検討はされるんでしょうかということも含めて、まず、使用開始とし

てはどのように考えていらっしゃるでしょうか、一緒にお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

増田議員、これは1番と2番は別々に質問されますか。

○11番（増田朝子君） 続

はい、別に。

○議長（辻 浩一君）

もう一回質問を。

○11番（増田朝子君） 続

①番の仕様書についての考え方ですね。あわせて、スマホはいつからの使用を考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、仕様というのは、スマートフォンのこういったものか、スペックというような意味合いでよろしいでしょうか……（「使い方です」と呼ぶ者あり）使い方……（「はい」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

今回の導入予定のパイロットオフィスのスマートフォンは、現在、各課の固定電話がありますけれども、この分を携帯に持ち替えるというようなイメージです、使い方としてはですね。それとほぼ変わりません。

スマートフォンで活用できるいろいろな業務アプリの活用等で業務の幅が広がるというようなことですので、使い方については、出先等にも持っていけるという部分ではちょっと変わりますけれども、内線電話を持ち歩くというような感じで捉えていただければと思います。

使用については、現固定電話、ネットワーク、電話ネットワークへの接続の工事が必要になりますので、この分を考慮して、2か月ほどかかる予定ではございますので、9月、10月といったところで、あと随時、先ほど古川議員さんの質問の中でお答えしました業者、フロントヤード改革で取り組む電話交換業務との連動については、今後フロントヤード業務の受託のほうと調整をしながら、企画政策課及び広報・広聴課の電話については直通電話、そちらで受けていただくというような内容になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それと、今回、備品購入費で84万6,000円、25台分ですね。単純に計算しても3万3,000円になりますけれども、これが今後例えば、新庁舎になって導入されると思うんですけれども、もっと台数を増やして。これが正規の単価と判断してよろしいのでしょうか。

それと、②番のスマートフォンの活用による効果検証をされて、新庁舎供用開始に向けての計画をお伺いいたします。

それと3つ目が、新庁舎供用開始まで、来年度、8年度の予算はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

これまでの議員さんの部分でもお答えしているとおり、計画については今後計画する、新庁舎に向けての部分については、今後検討する材料としてこの事業を開始するということですので、そこを踏まえてお答えをさせていただきます。

新庁舎における庁内電話設備について、庁内全部の設備については、今回のオフィス改革が各課事業にマッチをするか、企画政策課と広報・広聴課の分はやっていけるというような判断をしておりますけれども、マッチするかどうか等も庁舎全体的な部分で、その辺も考えながら、パイロットオフィスでの検証を踏まえながら方針を決定していくこととなるということです。

ですので、極端に申しますと、全ての職員、全職員に配布が必要なのか、各、特定の課にスマートフォンが必要なのか、それとも各課数台ずつなのかというような検討はこれからという形になります。

いろいろな関係部局もございますので、使い方とか、あと財政面もございますので、その辺も考慮しながら検討をしていくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

備品購入費の84万6,000円ですけれども、これを単純に25台で割ったら3万3,000円になりますけれども、それは今後、正規の単価でしょうか。（「そいば、よんにゅう買うたときに同じ単価かどうかということ、今回の予算で買うた分の単価ば、乗換えしたときに、これが200台とかになったらどがんなるかと。あと、令和8年度予算についてどがん考えとつかということ……」と呼ぶ者あり）今後、それが正規の単価でしょうかということ。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

重ねてになりますけれども、8年度以降の予算については、今回検証をした内容を踏まえてですので、幾ら計上するのとかという部分は、全く今の段階では予算の算定はいたしておりません。

今回の25台分については備品購入費ですので、先ほど申されましたように、機器が2万数千円のもので、あと、いろいろ周辺機器等もございます。例えば、充電のアダプターとか、そういったものも含めてそういった形。それで、一部設定の部分については、もう設定されたものが納品されるような形にはなるかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田議員、次の2番目まで先ほど質問されましたけど、トータルで3回目です。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回は検証で25台分ということですが、今回のその検証ということのスケジュール的な、いついつまでにどうか、そういうスケジュールは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の予算といたしましては、通信運搬費も含めて今年度いっぱいのお予定としておりますけれども、新庁舎開庁までには、8年度の10月頃を予定しておりますので、来年度、この25台分については引き続き、新庁舎開庁になっても、この25台分は、例えば各課に配布ができるような使い方をするとか、そういった考え方もできますので、ここの分は継続して活用をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、14ページ、5項。統計調査費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出2款。総務費の質疑を終わります。

次に、15ページ、3款。民生費から18ページ、4款。衛生費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで歳出3款、民生費及び4款衛生費の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑を行います。

次に、19ページ、6款、農林水産費のうち1項、農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。まず、3目、農業振興費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、予算書の19ページです。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費で、全体でお伺いします。事業名は中山間チャレンジ事業です。主要な事業の説明書は8ページです。

まず、これまで行われてきた中山間チャレンジ事業があったと思うんですけども、この今まで行われてきた事業というのはどうなっていくんでしょうか。

それと、今回、職員旅費4名ということですけども、この内訳と、4名の理由をお尋ねします。

3点目に、消耗品費の内訳をお尋ねします。

4点目は、委託先及びこの委託先の内容についてお尋ねします。

5点目は、委託料のこの44万円の内訳をお尋ねいたします。一応資料ではブース代ということでお示しいただいていますけれども、ブース代だけの認識でいいかということも含めてお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、これまで行われてきた中山間チャレンジ事業はどうかという御質問でございますけど、これまでも中山間地域の各集落の課題解決に向けた支援として先進地の視察や研修を行ってまいりました。また、問題解決に向けた取組に対しましては、市単独で活動補助金も交付してまいりましたが、いずれも単年度の事業でございます。ただ、この事業が終わりましても、各集落独自で継続をされているところもございます。

続きまして、2点目でございます。

職員旅費4名の内訳と理由を伺うということでございますけど、こちらのほう、今のところ

ろ、農業政策課、茶業振興課からそれぞれ2名を予定しております。理由としましては、単に展示をするだけではなくて、来場者の方からの問合せ等に対応するために職員を派遣するものでございます。

続きまして3点目、消耗品費の内訳を伺うということでございますけど、こちらのほうは展示ブースで配付するパンフレットや資料作成用の紙やインクカートリッジ、また展示物運搬用の段ボールなど、そういったもので使用する予定でございます。

続きまして、委託先及び委託内容についてでございます。

委託先は公益社団法人2025年日本国際博覧会協会でございます。

委託内容としましては展示ブースでの出展に係るものでございますが、万博への参加費という取扱いになっているところでございます。

続きまして、委託料44万円の内訳でございます。

こちらのほう、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に参加費として設定されている金額、この協会のほうで設定されている価格になっております。2ブース、約10平米で1日22万円が設定されておりまして、その2日分、合計で44万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、今回の中山間チャレンジ事業の大阪万博への出展は単年度の事業で、今年度だけということで理解させていただきました。

そしたら、中山間チャレンジ事業ということで、これは県の補助金も出るかと思えますけれども、今回の中山間チャレンジ事業をするに当たっては県の採択を今までもそうだったと思うんですけど、県の採択を受けて県から執行されるというふうに私は認識していたんですけども、県の採択は受けていらっしゃるのか。また、県と中山間チャレンジ事業に向けた協議等も行っているのか、行われているという認識でいいのか。

それと、職員の方が今回4名、2日間、万博会場での対応ということで、情報発信、要は資料で頂いたら、モニターがあると思うんですけども、モニターで嬉野のお茶ですとか、農産物等の嬉野のPRをされると思うんですけども、4名の方が、時間で交代されてやられるというふうに考えていいんですかね。休憩も取りながら、1日付きっきりだと大変だと思うんですけども、どういうふうに職員さんの時間のスケジュールなんかも考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず1点目、県の事業、こちらのほうは採択を受けているのかということでございますが、申請を行っておりまして、県との協議は行っております。こちらのほう、正式な交付決定の通知は来ておりませんが、交付決定される予定でございます。

続きまして、職員4名の派遣内容でございますけど、こちらの会場の展示ブースの時間が午前10時から21時までの11時間となっております。準備から後片づけまで含めますとかなりの長時間拘束されることとなりますので、2名ずつ交代で対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

3回目です。

現在、県との採択に向けてされているということですが、もしたら、中山間チャレンジ事業の募集、取組事項とかを見ていると、今までですと、県の資料によると、中山間チャレンジ事業については農産物をつくる取組ですとか、農地を維持する体制づくりですとか、所得向上ですとか、あと、多様な人材による地域の活性化というところが対象となる事業メニューに挙がっていたと私は認識していますが、今回は嬉野市で取り組むということで、今までですと団体さんとか組織が該当するようになっていたと思うんですが、市が行うということも補助対象に該当できるという認識で今回は県とも協議の上、進んでいるというふうに理解していいんですかね。

それと、今回その場合には、この取組事項としてはどのメニューに当たるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

県の中山間チャレンジ事業、こちらのほうはメニューが複数ございます。今回、市が補助対象、補助事業者ということになるものでございますけど、こちらのほうは地域の中山間地域においての課題解決に向けたチャレンジをする組織ということで、地域ということで嬉野市としてエントリーをいたしております。

それともう一点ですけど、嬉野市が市として採択をされるのかどうかということだったと

思いますけど、こちらのほうも県と確認をして、嬉野市としてエントリーをしても大丈夫ということで確認は取っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○２番（大串友則君）

それでは、私も先ほどと同じ中山間チャレンジ事業のところで質問をしたいと思います。

先ほど、職員が茶業振興課と農業政策課で各２名ずつ行くということでしたけれども、本市として万博での取組を、どういう構想を持って、まずもって協議をされたのか。

あと、この共創チャレンジの取組とは何かをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

市としての構想ということでございます。私といたしましても、やはりこの中山間地農業の持つ多様な価値というものを世界に向けて発信をしていく。具体的に申しますと、棚田の景観、そしてそれに育まれる文化、そして国土涵養といった側面もあるかというふうにも思っていますし、最近では茶畑の生物多様性の、ある意味温床となる価値を若手の茶生産者が発信をされる新たな取組もされております。

そういった、世界に向けてこの中山間地農業を保全していくことの重要性を訴えることで、それに共感をいただける企業なり、団体なりと今後いろんなプロジェクトを起こしていきたい。これが後の質問につながってくる共創パートナー、共創チャレンジというところで、その参加する権利を昨年12月に得ておりますので、それを基に万博で出展をして、いろんな人たちと今後のプロジェクトをやっていく。なので、万博に出して終わりじゃなくて、その先の取組こそが重要であるというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○２番（大串友則君）

分かりました。とても大切なことだと思うので、その必要性は十分にあると自分も思っていますけど、これはせっかくだったら、嬉野温泉の観光地として、観光の宣伝までしようと考えなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

今回、万博のテーマであります社会問題などの解決に向けた取組を発信する参加型プログラムとなっております。また、県の事業のほうも、中山間地域での農業の新たな取組、そちらのほうを対象となっておりますので、今回、当課のほうでは農業に限った出展というふうにいたしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問いたします。

通告のほとんどを答弁していただきました。その中で1点だけ、これまで答弁されたか、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、出展の日程とかは決まっているのでしょうか。

それとあと、昨年の中山間チャレンジ事業との関連性というのをお聞きしましたけれども、今現在も、これまではずっと継続しているということですが、今回の主要な事業の説明書にありますのが、継続というところにあるんですけれども、今お聞きしていたら継続じゃなく、これはこれで新規事業じゃないかなと思いますけど、この継続とされた理由もお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、出展の日程でございますけど、こちらのほうはTEAM EXPOパビリオン内の展示ブースにおきまして、7月の14日と15日の2日間で今のところ調整をいたしております。

もう一点ですけど、これは新規ではないのかということでございますけど、こちらは県の事業として当市としては昨年も取り組んでおりましたので、中山間チャレンジ事業としましては継続。ただ、今回、万博というのは単年度の事業でございますけど、そういったことで継続というふうに表記をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

単年度事業ということと、あと、昨年もありましたということで継続という表記になって

いるというんですけれども、分かりました。

私も昨年との関連性がちょっと気になって思っていたんですけれども、今回の内容と違うかもしれませんが、もう一回確認ですけれども、昨年までの中山間チャレンジ事業としてはこれまで同様、事業としてはされていらっしゃるということで、ちょっとこの事業自体の確認をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

昨年度といいますと令和6年度ということになりますけど、こちらのほうは各集落を対象にして先進的な取組事例、そういったものの研修会を行っております。

また、市内の一つの集落では、こちらは塩吹地区になりますけど、コスモスの花の種ですかね、そういったのを植えられる活動を実際行っておられます。

そういったものは単年度で終了をしておりますけど、先ほど申しましたとおり、集落によりましては、この補助対象の期間が終わりましても、引き続き集落で取り組まれているところもございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これで3目の質疑を終わります。

次に、4目：茶業振興費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、予算書19ページ、4目：茶業振興費の委託料についてお尋ねします。

うれしの釜炒り茶文化継承事業の349万8,000円。主要な事業の説明書は12ページに記載されています。

まず2点、委託先及び事業内容に対する委託料の内訳の説明をお願いします。

それと、有識者検討会議の参加人数や会議の回数、内容などの内訳の説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

事業の委託先については、昨年度から実施をしております委託業者を検討しております。

委託料の内訳についてですけれども、調査研究事業として242万4,000円、保護継承事業として34万3,000円、あと、発信事業については費用をかけずに実施をしまして、あと、その

他報告書の作成や事務費等で73万1,000円となっております。

有識者検討会ですけれども、委員として、市長、有識者、嬉野釜炒茶協議会とJA、あと佐賀県茶業試験場、あと、オブザーバーとして文化庁や佐賀県の文化課、嬉野市の文化財グループ、事務局として茶業振興課で構成をしております、約20名で今年度3回実施をする予定です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。今回、この事業の予算が令和6年度に比べてかなり低い——低いというか、半額ぐらいになっているという状況で、委託料の中で事業内容の調査研究事業しかされないのかなとちょっと思ったんですけれども、まだ保護継承事業も継続してされるということで説明をしていただきましたが、これはそもそも、具体的に保護継承事業等の継続している回数が減ったのかどうか。去年の事業費と比べて今回の補正予算額がかなり減少している要因というのはどのような形になっているのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

事業費が減少をしました主な要因としましては、歴史的文献調査がある程度できているということが要因になります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。あと、この事業に関しては令和7年度までの事業なのか、また今後もあるのか、そういうところの今後の継続性というのが非常に必要な状況になってくるかと思えますけれども、そこを担当課としてはどのように捉えられているのか、最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

事業については一応といいますか、今年度で終了予定となっております。その後、令和8年度の文化財登録ができれば、そこで事業的には終了となります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、私も同じく19ページの4目、茶業振興費、18節、負担金、補助金及び交付金、事業名は茶生産対策支援事業です。主要な事業の説明書は13ページです。

まず、1点目ですけれども、今回この事業を補正予算で計上された理由をお尋ねいたします。

それと2点目は、支援金の必要性や費用対効果というところをどのように吟味されたのか、お尋ねいたします。

3点目は、事業目的・効果のところ、茶業の生産性向上を図るというふうに記されていますが、支援金の用途等については交付要綱にて定められるのか、お尋ねいたします。

4点目は、申請方法がどのようになるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

まず1点目ですけど、補正予算で計上された理由ということですけども、茶生産に係る経費については、今、物価高騰により支出が増えている一方で販売価格は横ばいの状態で、大変厳しい状態となっております。今年の一歩茶前の凍霜害、霜の被害により茶生産者全体が大きな被害を受けられて収穫の量がかなり減少となったということから、二歩茶以降、来年の良質な茶生産のために今回の補正を計上させていただいております。

2点目の、支援金の必要性や費用対効果をどのように吟味されたのかという御質問ですけども、これについては、毎年、茶生産者数は減少をしております、今年の春先の凍霜害により、さらにお茶をやめるという方が多く出てくるのが危惧されますので、その減少に歯止めをかけるために支援金の必要があると考えております。多くの茶農家が生産を継続できるように、生産面積が少ない茶農家さんにも有効な支援をとということで検討をして、できるだけ茶農家の減少を減らしたいと考えております。

次に、3点目の、支援金の用途は交付要綱に定められているのかという御質問ですけども、交付要綱については現在作成中です。用途としましては、補助対象経費の茶生産加工に要する経費となりまして、肥料、農薬、電気代とか、燃料費等が対象になります。

それと、4点目の、申請方法はどのようになるのかという御質問ですけども、申請については、今のところ申請から交付までは市で行いますけれども、JAの組合員さんの方についてはJA等の団体で取りまとめていただくことも検討をしております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。そしたら、交付要綱については今現在取りまとめ中ということでした。中身としては、肥料、農薬、電気代への補助ということでした。

今回、事業目的には、先ほど課長がおっしゃられた肥料とか電気代等の物価高騰による支出を言われていました。これは生産面積当たりで補助を算出したというふうに私は理解するんですけど、これは何で生産面積当たりでされたのか。電気代とか肥料とかというところであれば領収書をもって実費の請求も考えられるのかなと思ったんですけども。それで、上限を幾らまでというふうに決めてですね。ただ、今回は生産面積当たりでしたので、そこをなぜ生産面積当たりでされたのか。

それと、先ほどおっしゃられた3月の凍霜、霜の被害ということでおっしゃられたんですけども、これは霜の被害で収量が減ったとおっしゃられたんですが、あくまでも収入補償じゃないという理解でいいんですかね。そうすると収入補償に当たらないのか。もちろん、要綱で決められると思うんですけど、収入補償であれば、農家さんは個人的に収入補償の保険等にも入っていらっしゃるかなとは思いますが、入っていない方もいるとは思いますが。そこら辺の違い、線引きといいますか、そういったところはどのようにお考えなのでしょうか。

それと、補助金ですので、要綱をつくられますので、これは最終的に補助金を受けた事業者さんというところは事業報告書というところで領収書なり、支払った額が分かるような報告書の提出というものを求めるのか、そこをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

まず、面積とした理由ですけれども、物価高騰と、あと物価高騰に加えて霜の被害を市全体に被ったということから、面積としております。

それと、収入補償なのかという御質問ですけれども、お茶農家さんは収入保険に入っていない方もおられますけど、お聞きしますと、入っていない方も多々いるということでお聞きしております。主な理由としては、物価高騰対策ということではありますけれども、それに加えて霜の被害が大きかったという理由で、今回の補正を計上しています。

あと、実績の報告書のときに求める書類ですけれども、今協議しているところでは、確定申告書の収支内訳書の提出を求めようかということで協議をしております。

以上です。（「確定申告書のほうは、補助金を受けた事業報告書に何か関係あるんですかね。それはちょっと私理解できないんですけど。補助金を受けるためには必要なんですか。それとも、私のイメージだと、報告書で経費がこれだけかかりました。さっきおっしゃられた、電気代、ガス代、肥料代、もろもろあると思うんですけども、そういった支出を報告するような制度にはしないんですかということでは私は伺ったんですけども」と呼ぶ者あり）失礼しました。かかった経費に係る報告書の提出は求める予定ではあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら3問目です。あくまでも収入補償があるような内容に一部聞こえたんですけども、そうすると、収入保険を受けられる方にとっては、市からそういった霜被害における収入を少し見るような、補助金が出るような認識をされると、収入補償自体が受けられなくなる可能性もあったりするんじゃないかなと私と今思っていていたんですけども、あくまでも、今回は電気代ですとか、肥料代ですとか、ガス代ですとか、生産に関わる経費についての補助をするものであって、収入に関する、売上げ減少に対して収穫が減になったことによる収入減になったことの補償は違いますという認識じゃ駄目なんですか。そこを明確にしないとちょっとどうなのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

今回の支援策については収入減に対する補償ではなく、議員おっしゃるとおり生産に係る費用への支援という御理解でいいかと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

私のほうから補足で説明をいたします。

収入の補償ということじゃなくて、2021年を基準といたしまして、それから例えば、肥料であつたりとか電気代もろもろが毎年高騰をしているということでその分の経費の補償というか、そこを今回、物価高騰ということで見ろうということでの取組でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

あらかた事業の内容は分かりましたけれども、これは目的として茶業界の、基幹産業である茶業の生産者の方の、あくまでも目的は生産向上を図るためというので認識をしております。それならば、この生産向上のために、物価高騰のあおりを受けて生産者の方が困られているということで、最終的にこの補助金がどのように使われたのかというところの事業のスキームの確認をどのようにされるのか、お伺いしていいですか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

使われた用途の確認ということですが、まず申請をしていただいて、事業を実施されて、あと実績報告書で何に使われたのかの内訳書、あと領収書等の添付で確認しまして、使われた用途を確認する予定となっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

今年に限っては嬉野市に限らず様々な各地のお茶の生産をされている方が大分生産量が減っているという話を聞いていますので、やっぱりこの補助金が後々にちゃんと有効に活用されるために、確実にお茶の生産に使われて、またうれしの茶の振興につながっていくような事業スキームをこれからしっかり組んで、取り組んでいってもらいたいと思いますが、その意気込みのところで最後をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、この支援金が有効に使われて、今年の二番茶もですけど、来年度の一番茶の良質な生産ができて、来年は全国お茶まつり等もありますので、そこら辺で品評会受賞につながるような良いお茶ができればと考えております。

以上です。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

私のほうからも、茶生産対策支援事業についてお尋ねをいたします。

嬉野市の主産業として育成するためにはこういう補助金を出して育成していくのもありかなと思っております。ただ、今回初めてこういうふうな対策事業をされるわけですが、過去4年間の高騰分ということで主要な事業の説明書の下のほうに挙げてもらっていますけれども、先ほど部長が2021年を基準にこういうふうに上がったということでありましたけれども、そもそも肥料が77%を占めていますよね、この高騰分の中では。化学肥料の分かなとは思いますが、もともとどれぐらい10アール当たり化学肥料を使われていたのかはよく分からない表になっていますので、もともとの基準として何%、何割上がったから今回の補助対象にしましたというようなことがないと、なかなかほかの生産者に対しても理由づけがつかないかなと思います。

また、肥料の高騰ということであれば、有機栽培をされている有機農業者等についてはほとんど化学肥料は使わない生産を行っていますけれども、その方々に対しても同じように、肥料が上がったからという名目で補助をされるかをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

肥料については議員おっしゃられたとおり上昇率が一番大きいんですが、パーセントじゃなくて金額ベースで申しますと、2021年の時点で約6万6,000円になっております。それが2022年以降8万3,000円とかいう金額で、それ以降ずっと高止まりをしておる状況でありますので、今回こういう積算の仕方をさせていただいております。

それと、有機の方も対象にするのかという御質問ですが、有機の方も対象になります。

以上です。（「ちょっとごめんなさい、基準はどういうふうにしたのか、何%上がったらかいこういうふうにするとかは何も考えていなかったのかお尋ねします」と呼ぶ者あり）基準…（「何割上がったらかいこういうふうに持っていったのか。今までずっと値上がりしてきているわけですよね」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

2021年を基準に、その上昇分の年平均を基準に算出をしております。（「年平均の金額は1万5,000円とか化学肥料は上がっているけれども、だから何割上がったかということを知っているんです」と呼ぶ者あり）何割ですね……

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今の分に続いてですけれども、1年間の上昇分が約2万円上がっていたということなんでしょうけれども、過去4年間にすると8万円近く上がっていますけど、過去3年分については見なくて、昨年分上がった分だけを見た今回は捉えていいのか。なぜ、もっと前のほうから捉えなかったのかをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

御説明をいたします。

去年の分の上昇分というわけじゃなくて、過去4年分の肥料、電気代もろもろの上昇分の平均を取っております。その平均が10アール当たり、例えば、肥料であったりとか農薬にすれば1万6,000円ぐらいの上昇。また、電気代、それから重油・ガス代等々の4年間の上昇分の平均が3,500円ぐらいということで、この分を足し込めば4年間の平均が10アール当たり2万円かかっているという積算の下での交付ということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

生産者としては補助してもらえれば幾らでも助かるわけです。よかったらばもっとしてもらったという考えはあるわけですけど、次の質問に入ります。

これは茶業振興課じゃなくて産業振興部長にお尋ねをします。

今回、お茶生産者も大変困っているわけですが、米や野菜、ノリ、畜産等もかなり飼料代とか肥料代が上がっておるわけなんですけれども、今後そこら辺も含めて補助対象に考えてもらえるのかどうか。やはりお茶だけやという声を聞くわけなんですよね、お茶だけやと、米もどがしこでん上がっているよと。米の生産者単価は上がっていないけれども、肥料単価、農薬単価は非常に上がっている。畜産業者に関しては飼料代が今度のトランプ関税の分も含めてまたまた上がってくると、そういう状況なので、今後また——もう一つ、嬉野市に唯一ノリ業者が1人おると思うんですけども、有明海のノリ業者は非常に色落ち等で困って、今まで二十数年、日本一のノリ生産高を誇っていたわけなんですけれども、ノリ業者も非常に困っているわけなんですよね。

そういう形で、今後そういう一次産業に対しての補助は考えてもらえるのかどうかを、ちょっと一般質問に近いかも分かりませんが、答えれる範囲でお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、お茶だけだろうかという御意見もあろうかと思いますが、現時点ではお茶以外の分に対しての助成金というか、そういうところは検討しておりません。と申しますのも、例えば、米、麦、大豆等にいたしましては経営所得安定対策事業なり、そういった国の制度もございますし、畜産にすればマルキンとかいろいろそういう制度がございますので、カバーできているのかなという判断でございます。ただ、お茶に関しましては国の制度等も一切ございませんので、今回はお茶に特化したということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、茶生産対策支援事業についてお尋ねいたします。主要な事業の説明書の13ページの中で、その他参考となる事項では生産面積300アール以上が約40人で試算されています。それと、生産面積300アール未満が1万5,500アールの2,000円とありますが、まず、全体の茶生産者の数をお伺いします。

それと、生産者の方全てを対象とされていらっしゃるのでしょうか。

それと、先ほどからありますが、答弁では、この補助金交付の手順というところでJAさんをお願いすることも考えられるという御答弁だったんですが、その補助金交付の手順をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

茶生産者数については170名となっております。

それと、次の御質問ですけど、全てのお茶生産者を対象といたします。

それから、申請の手順ですけども、生産者や生産者団体から市に申請をいただいて、内容を精査して、補助金を交付する予定であります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

生産者の方が170名で、全てのお茶生産者の方が対象ということですが、交付の手順としては各生産者の方が申請をします。その中で、先ほどから出ています、その他参考となる事項の中に肥料、農薬、重油とか、電気、ガスとかありますけれども、そういった項目も、先ほどから申された実績報告書も添えて申請ということで、ちょっとそこを確認なんですけれども、お願いいたします。

それと、先ほどから答弁をお聞きしますと、お茶というのが今回、自然の、霜の影響とかということで、この事業そのものが物価高騰とありますので、先ほど諸井議員が言われますように、ほかの作物を生産されていらっしゃる方も本当は今回の物価高騰の対象になるんじゃないかなと思っていたんですけど、もう一度すみませんけど、お茶に特化したのは補助金がないと言われたんですけども、今回この事業自体がちょっと納得できないところもありまして、もう一つ御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

補助金がないじゃなくて、補助金の対象にしていないということですよね。補助金がないと今言われましたけど。茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

まず、経費の内訳の確認についての御質問ですけど、申請時に肥料とか農薬とか、そういう内訳書は添付してもらうように予定をしております。

それから、何でお茶だけなのかという御質問ですけども、先ほど部長のほうで申しましたとおり、米、麦、大豆等については国からの交付金がありますけれども、お茶に関してはそういったものがないということもあります。

あと、お茶に関しては、一番茶に被害を受けると、その年の生産者のほとんどの収入に影響をされるといったことも理由になります。それと、お茶に関しては収穫が年に数回と限られている一方、栽培期間が年間を通じて行わなければならないといった特殊性も勘案して、今回の補正としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回の対象者が170名ということで、せっかくの交付金なので170名の方全員に交付していただきたいと思いますけれども、170名の方全員に交付金がありますよということの周知の仕方をどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

周知の仕方についてですけれども、ＪＡの部会についてはＪＡのほうからの呼びかけ等を指定していただく予定です。あと、チラシ等を作って呼びかけることも検討をしてもいいかなと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで４目の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで１３時まで休憩いたします。

午後０時 休憩

午後１時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑の議事を続けます。

次に、１０目、うれしの茶交流館費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

○１番（水山洋輔君）

そしたら、質疑をさせていただきます。

予算書１９ページです。１０目、うれしの茶交流館費、１２節、委託料です。事業名は、うれしの茶交流館管理費の集客促進業務です。主要な事業の説明書は１１ページです。

まず、１点目にですけれども、当初のこの契約において、業務内容から集客促進業務及び集客に係る宣伝広告業務を対象外とされているということで主要な事業の説明書のほうにもありますが、指定管理の指定ですけれども、昨年１２月議会においては、集客業務ですとか広告宣伝業務も含めた指定管理ということで業者を選定して、また、３月議会においてもその指定管理料を議会として議決したというふうに私は認識しております。

今回、この一部事業を対象外とする場合なんですけれども、考え方を教えてほしいんですが、議決した内容と異なる契約をする場合は、外した理由、変更した理由等があれば、その理由を議会に対して説明するべきというふうに思ったんですが、今回この集客促進業務と広告宣伝費を外された説明はいただいていたというふうに思います。その説明がなかった理由をまず１点お尋ねいたします。

もう一点は、この委託料についてですけれども、今回は指定管理とは切り離した形で新たな委託先というものを公募するのかなというところで、２点お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

年度協定で、集客促進業務等を対象外としたことについては、基本協定に規定する事業を超えての変更ではなく、基本協定の範囲内での一部減額による軽微な変更での年度ごとでの契約の事務であることから説明をしなくてもよいという認識でございました。

なお、今回の補正については、議決をいただいた指定管理料の増額ではなく、あくまで指定管理料とは別の、市が実施主体となって市が直営で行うものになります。

それと、2点目の御質問ですけれども、指定管理とは切り離して新たな委託先の公募をするのかという御質問ですが、契約での選定方法については現段階では未定です。今後協議を行う予定です。仮にプロポーザル方式となった場合は、広く募集ができるものと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

この議案につきましては、ほかの議員さんから同様の質疑をいただいておりますので、若干補足説明を私のほうからさせていただきたいと思えます。

まずもって、チャオシルの指定管理につきましてですけれども、令和6年12月議会におきまして指定管理の指定を議決いただいたところでございます。

双方で協議をいたしまして、基本協定書を締結いたしまして、令和7年度の新年度当初予算で指定管理料を計上させていただいたところでございます。業務を遂行するための予算ということで、双方——私のところと受託者との協議をいたしまして、ほぼほぼ利益が出ないようなぎりぎりのところでの予算という形で3月議会で計上をしたところでございます。ただ、3月議会におきまして前年度の実績の1.15倍という積算の下で減額修正をされ、議決をいただいたところでございます。

事業を遂行していただくための金額を計上したところでございますが、何を減額するかの説明もなく、約450万円程度の減額をされた予算での議決をいただいたところでございます。当然ながら、業務の内容を検討する必要があることは誰でも理解できるものだと私たちは考えているところでございます。全ての業務を、先ほどおっしゃいましたように集客業務であれ何であれをこの金額で行うということは到底無理でありますので、議決後に早速、双方での協議をいたしました。当然ながら、事業を進めていく中では固定費、特に人件費であったり光熱費等々は削ることができませんので、集客促進業務であったり、それに伴います消耗品、あるいは広報宣伝費等々を削っての年度協定を締結、交わしたところでございます。

年度協定につきましては、指定管理者の業務遂行に関する具体的な事項を定めるものでご

ざいますので、議決が必要な行政処分とは異なること、また、事業全体の一部の変更であり、金額にいたしましても10%程度であるために議会への報告は必要じゃないと考えて報告をいたしておりません。

日本一のうれしの茶を市内外の多くの方に知っていただくため、また、収入の増額となるため、集客業務は行う必要があるということで担当課としても認識しているところでございます。そこで、今年度は市で直営で行い、交流館の適正な運営につながればという考えでの今回の予算計上でございます。

長くなりましたけれども、補足説明といたします。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

ちょっとすみません、暫時休憩をお願いしてよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

休憩します。

午後1時7分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、4月1日の段階で協定を結ばれる際に、これは事業者の側から指定管理の中身について、集客業務と宣伝広告業務をしない方向で指定管理としてさせていただきというところで申入れがあったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。（「3回目」「さっき2回しかしていない」「今さっき暫時休憩して……」と呼ぶ者あり）そしたら、ごめんなさい、3回目。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、今回、資料請求で頂いているんですけども、資料請求で頂いた協議書についてなんですけれども、これは2者間で協議を、市と事業者でしているというふうに私、認識しているんですけども、この協議書について、嬉野市の印とヒューテックさんの印がないので、これがなぜないのかなというふうに単純に思ったんですけども、協定書には代表のそれぞれの印鑑があって、多分これは製本というか、袋とじみたいなこととしてあって、割り印も打ってありますけれども、ここの書類の説明をお願いしますか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

袋とじをしてあって、その中にその協議書が挟まっているものです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、私もうれしの茶交流館費の委託料の集客促進業務のことについてお伺いします。

あらかじめ私が出している質問の流れ的なものは分かりましたけれども、そもそもこの指定管理者として選ばれたときに、業務内容自体がいろいろと示してあったかと思いますが、あと、自主事業の中に集客業務を行っていくという計画が7年度、8年度、9年度と書いてありましたけれども、この自主事業とは別に切り離して、集客業務を今回、嬉野市として別に委託してするという考えでよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

御発言のとおり、自主事業と別に集客業務を行うものになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

ということであれば、指定管理者の事業者は自主事業として集客業務は個別にされるという認識で大丈夫ですね。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後 1 時16分 休憩

午後 1 時23分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

先ほど課長が答弁いたしたのは、今回予算を上げています集客業務と自主事業というのは全く別ですよという考えでの答弁です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2 番（大串友則君）

それでは、指定管理者の業務から外したということであれば、もちろんその辺も含めて、選定委員会では得点に含めて指定管理の事業者として選ばれとらすわけですよ。それを、この事業を減らしたことによって指定管理者のそもそものプロポーザルの結果に影響が出るんじゃないかなと思いますけれども。

結局、どこでもいろんな事業提案ばしてこらして、今回はヒューテックさんが指定管理者として、総合得点で審査委員の4名のうちの2人が高得点をつけられてという話やったと思うんですけど、そこで選ばれとっしやあわけですよ。そこの採用された提案からその事業がなくなるといったら、提案の事業自体がちよっと壊れてしまうとやないかなと思うんですけど。そこも含めて提案されて選ばれて、議会でも議決ば得たわけですよ。そこに、ほかの選ばれなかった事業者からしたら不公平さがあるのではないかなと、その心配をちよっとしているんですけれども、そこはそこでもう関係ないことで大丈夫ですか。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど私が休憩中に答弁をしたとは、自主事業というのを提案されています。それは確かに令和6年度やったイベント等を列挙されていたと。ただ、それは、自主事業としては同じような費用があつて、それをさらに自分たちでもう一つ二つ上乗せして、頑張っって自主事業としてやっていきますよという話でございますので、そこが指定管理の根本的なところに関係してくるのかということについては全く問題ないと、そこに関係するものだとは思っておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

1番の、3月議会において採択された指定管理内容を変更されるのはなぜかということに関して、10%のため不要ということ为先ほど聞きましたので、これに対しては質問もできないので、次の質問、今回のことでこういうふうな反対をして、金額が少なかったから、こういうふうに一部の内容を外して、指定管理でほかの分をしていただくということを今言われていまして、もう一つ、集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務を行政で実施するということで、たしかこれを指定管理にしたのは、それまでのときにはいろんなことで呼出しをされて、人がいないからということで職員の人が結構頻繁にチャオシルに出向いてしていたので、業務に支障が出ますということをつたえられたと思うんですけど、業務に支障が出るのでプロポにしたんだろうけれども、それでもっとも金額が安くなったので、それはできないからということで。だけど、あのとき話したときには結局、委託をするということでは民間のノウハウを生かしていただくためなんですけど、一番ノウハウを生かしていただかなければいけないところを金銭的な問題で外されましたので、何か委託にする必要があったのかなとつい考えてしまうんですけど、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたしますけど、指定管理に出したことによって、私たち職員は何が一番助かるのかという話、議論をしたときに……（発言する者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後1時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

先ほど、うちの職員が指定管理にしたときに何が一番楽になるのかという言い方は失礼ですけど、今までいろんなところでイベントを打つときに、うちの職員が物すごく力を使っていたということは言ったことないと思うんですね。今まで管理をされてきたとき、今までの業者さんは本当にスタッフがそろわなかった。そういった意味で、うちの職員がいつもいつ

も行っているいろんなお手伝いをしていた。イベントに関しては、うちの職員が出向いて駐車場係をやってみたりとか、前日から行ってテントの準備をしたりとか、確かにそういった手伝いをしておりました。ただ、何が一番うちの職員が力を使っていたのかといえば、あくまでも運営に当たって、人間が足らなかったからそこに力を使っていたというのがこちら側の考えでございます。

そして……（「集客業務とか今からしていくんだったら、それだけ業務は簡単になるんじゃないですかという……」と呼ぶ者あり）それを何でわざわざ委託に出すのかということですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

そういった意味では、もともと私どもが集客業務を指定管理のほうに入れて行っていたのが一番スムーズだったという考え方があったもんですから、当初は入れていたわけですね。ただ、修正動議を受けて予算を減額された、そういった中で、どうしても協議をする中で人件費は削るわけにはいかない。かといって、年間契約を中途半端に10か月の委託契約なんていうのもできない。そうしたときには、仕方がないけど、苦渋の選択でそこを落とすしかなかったというところであります。そして、本来であれば指定管理の中でしていただくのが一番よかったんだと思いますけれども、今回また指定管理、もう契約しております、額も決めて。そういった意味では別途、集客業務を発注して、そしてそれを、課長が言いましたけれども、プロポーザルでやるのか、指名競争でやるのか、そういったところはまた今後考えながら業務を遂行していきたいということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

分かりました。

そしたら、今が6月ですよ。4、5、6と3か月——3か月目は途中なんですけれども、過ぎておりますけれども、その分、残りの9か月、それで結局、今まで4、5、6のところでは、一回、軽トラ市か何か予定されてましたっけね。そのほかのところでもいろんなことをされていたんですか。（「それ以外の」と呼ぶ者あり）いやいや、チャオシルとして集客業務をされていたんですか。もしされていなければ、じゃ、残りの9か月でその分しても結局は同じことという言い方はおかしいんですけど、金額的には問題ないわけですよ。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

この4、5、6、2か月半の間に集客業務をやっていないかという御質問でございますけ

れども、この間、5月31日にヒューテックさんのほうが自費で釜炒り体験をしようという小規模なイベントを実施されております。とにかくどうかして集客を増やそうという努力はされているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

3回したかな。（「あと1回かなと思うんですけど、途中大きな声出したので、忘れてしまいました」と呼ぶ者あり）古川英子議員。

○3番（古川英子君）

1回、5月31日にされたということですけども、その状況としては結局、そういう小さなことをやったんだったら、今後残りのところはもっと盛大にこの金額を使ってやるということでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

議決をもしただけでしたら、議決後、月1回のペースで小イベントと大イベントをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、うれしの茶交流館管理費の集客促進業務についてお尋ねいたします。

こちらの①は分かりましたので、②で一度確認をさせていただきたいんですけども、頂きました協議書の3ページですけども、資料があります。こちらは、それこそ先ほど同僚議員からもありましたけど、日付とかないんですけど、これも確認ですが、4月1日に業者が確認してこれを作成したということで間違いないでしょうか。

あと、委託料ということで、私、最初、それこそ今の指定管理業者に対してのまた委託料の増額かなと思ったんですけども、また別ということで、この促進事業を新しくプロポーザルとするのか、指名とするのかということなんですけれども、委託に関して、例えば、今のヒューテックさんも参加する可能性があるということでしょうかね、その確認をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

協議書の日付については4月1日となっております。

ヒューテックさんが今後参加するかは、ヒューテックさんの意向にもよりますけど、参加はゼロではないと。ゼロではないというか、参加される可能性もあるかなとは思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

この委託料で、もしプロポーザルとかされた場合は、ヒューテックさんも参加される可能性があるということで答弁をいただきましたけれども、そうなった場合に、私がずっと懸念していたのが、これは指定管理で3月に予算が決まったわけなんですけれども、そうならば、ほかの指定管理業者というか、ほかの指定管理に関しても何か整合性が本当に取れるのかと、こんなふうの後づけでされるんだったら、ほかの指定管理業者の方との整合性が取れるかなというのをちょっと感じたところです。

例えば、志田焼の里博物館なんか、ずっと予算が足りなくて、これまで春と秋にお祭りをされていましたが、そこがちょっと今滞っています。ちょっとそのところが気になってですね。その考え方はどんなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

今回につきましては当初予算のほうで減額をされておりますので、その減額をされた予算の範囲内で運営をどうしようかという協議をした結果、この内容になっているところでございますので、例えば、志田焼の里で予算がないからとか、そういう整合性というのはきちっと取れているものと我々は考えているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私の中でまだちょっと納得できないところもあるんですけれども、3月議会で予算が減額されたということが、先ほど副市長も苦渋の選択ということを言われましたけれども、その考え方がちょっと納得できませんけど、もう一度、部長お願いします。

○議長（辻 浩一君）

何をもう一回ですか。増田朝子議員、何をもう一回質問されるんですか。

○11番（増田朝子君） 続

業務内容から対象外とした集客促進業務及び集客促進に係る宣伝広告費を、そこで4月1日に協議書にお互いしたということで、そこがなかなか納得できませんということで御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

多分、今の御質問は、なぜ集客促進業務を削ったのかという御質問だと思いますけれども、冒頭、私が答弁いたしましたとおり、本来、集客業務が重要な事業だというのは認識をしております。まして、来年度は全国お茶まつり大会もございますので、しっかりPRをしていきたい。また、日本一のお茶というPRをしっかり市内外の方にもしたいという観点からも、この業務というのは非常に重要な事業だというのは認識をしておりますが、冒頭から話しておりますように、減額された予算の範囲内でまず何を優先的にしていくのかというところでは、当然1年を通しての管理運営をしていくことが重要であるというところから、給料は減らされないですね。光熱費、そういうのもしっかり払っていかなければならないということでは、この集客業務を仕方なく、苦肉の策で落としたということになっておりますので、来年に向けてもしっかりPRをしていくという中では、今年度に限っては我々が直営でしっかりPRをし、来年度の全国大会に向けて、あるいは日本一のお茶をしっかりと国内外に知らせるためにも我々はいきたいということで、今回の事業を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで10目の質疑を終わります。

次に、20ページ、2項、林業費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、21ページ、7款、商工費、1項、商工費について質疑を行います。

質疑の通告があります。

4目、観光費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、補正予算書21ページの4目、観光費の12節の委託料に関してお尋ねをします。

ローカルガイド人材育成実証事業でございます。主要な事業の説明書は9ページに記載されております。

2点上げておりますが、1点目は先進地視察について、視察先や参加者などの詳細につい

てお伺いします。

2点目は、事業のスケジュール等について、どのような計画で取り組まれるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

本事業につきましては、観光庁の実証事業採択後に内容の調整を図る予定としておりましたので、あくまで想定といたしましては長崎県長崎市、青森県弘前市、神奈川県箱根町等、既にガイド事業を行っている団体の視察を想定しておりましたところでしたが、先週末に観光庁の実証事業の採択の結果が公表されまして、本事業につきましてはあいにく不採択という結果となりました。

力不足を痛感しているところでございますが、そのため、本事業につきましては取りやめとさせていただきます、9月議会において減額の補正を行いたいと考えているところでございます。

なお、まち歩きガイド、観光ガイドの育成につきましては、嬉野市観光戦略アクションプランにも掲載をしておりますので、当然、今後取り組むべき課題であると認識をしております。引き続き関係者の皆様と協議をしながら、ガイド事業の実施に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

先ほど統括監のほうから御答弁ありまして、私もホームページを見ていたら載っていませんでしたので、非常に残念だなと思っていました。

そんな中で、今回は実施されないということなんですけれども、先進地視察というところで、先ほどの御答弁、長崎市と弘前市ともう一か所、ごめんなさい、3か所あったと思うんですけど、嬉野市内を見た場合、塩田の伝建地区の塩田津は20年以上前からガイドなんかもされています。そういったところの地元のガイド、これもある意味先進地だと思うんですけども、この事業、今回はされないんですけれども、されるに当たって、そういった塩田津のガイドさんとかというところの協議とか相談とかというのも今回されようと考えていらっしゃるんですか。そこだけちょっと聞かせていただけますか。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

本事業といたしましては、基本的に温泉街のほうのまち歩きガイドツアーの造成を考えておりましたが、当然ながら、塩田津のほうでボランティアガイドをされているということも認識はしておりますので、ガイド研修に御参加いただくとか、ガイド育成に手を挙げていただくとか、そういったところでまず御協議をさせていただきつつ、将来的には塩田津のガイドのほうにもこういったプログラムを展開できればなどは考えていたところでございました。その辺を含めて今後協議はしていきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

私も1点だけ、このローカルガイド人材育成実証事業の件について、今回補助金のほうが採択されなかったということですが、これは補助金があるからする、ないからしないじゃなくて、やっぱりこういうのは地域活性化のためには物すごく必要な事業だと私も感じているので、例えば、観光協会であったりDMOだったり、そこら辺の方々とともに協議を重ねた上で、これは何とかして、塩田町のほうも含め各地区の地域の活性化につながるようにやっていってほしいという思いがありますけれども、その辺の今後の考え方を聞かせてもらっていいですか。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃっていることは、まさしくそのとおりだと思っておりますし、先ほど私申しましたように、アクションプランにもガイドの育成というものは掲載をしておりますので、直近の課題だとは認識をしております。ですので、関係者と協議をしながら実施の方向で何とか進めていきたいと、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私も1点だけ確認をさせていただきます。

こちら、私の質問の中にも2番目に、実証事業を活用してとあるが、事業認可の進捗状況ということでお尋ねしておりましたけれども、採択されなかったということで今御答弁いた

できました。

今回その予算を計上されるに当たって、やっぱり採択されてからじゃないと計上できないものなんですか。それとも、採択に向けて最初から国庫支出金ということでされていらっしゃるんですけど、その確認を1点したいと思います。決まってから予算組みはできないものなんですか。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

どのタイミングで予算に計上するかというのは、補助事業のそれぞれのケース・バイ・ケースだと思っております。今回の事業につきましては実証事業ということもございまして、支出対象が2月16日までの分となりますので、事業内容を考えますと9月補正では非常に遅いというところがありましたので、6月補正で計上させていただいたというところでございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

じゃ、もう一点確認ですけれども、今、どのタイミングで計上しようかという御答弁がありましたけれども、例えば、その期間がもしあったとすれば、採択されてからの計上も可能ということですか。それとも、やはり採択されるまでにやっぱり計上しとかなきゃいけない、それはどっちなんですか、そこをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

繰り返しとなって恐縮ですが、事業には実施期間というものがございますので、どのタイミングで予算に計上させていただくかというのは、実施期間と事業内容を勘案しながら、どのタイミングが適切かを考えていくべきものと考えております。

本事業に関しましては、事業の内容的に9月補正ですと10月からの始動となりますので、到底間に合いません。2月16日までに提出となりますので、1月末あたりまでの支出が事業の対象となります。そうしますと、10月からですと数か月しかございませんので間に合いません。ですので、今回6月に上げさせていただいたということでございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今、統括監が言われたのは重々分かっております。この計上の仕方がどっちが正しい——正しいというか、どちらもいいんでしょうかというお尋ねです。分かるんですけど、今回その期間があつてあれだけど、絶対はっきりしていないと駄目とか、そういうのがありますかというお尋ねです。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

今ですね、増田議員、理解は示すけれども、決まりがあるのかという御質問だと思うんですけれども、あくまでもその事業期間であつたりとか、例えば、そういった事業の特色であつたりとか、それはケース・バイ・ケースだと思っておりますので、どちらが正しいというような考え方はないというふうに思って、そのときそのときで一番いいタイミングでの、本当は当初で上げるのが一番いいと思ってございます。ただ、なかなかそういうふうにならないときにつきましては、ケース・バイ・ケースで財政を含め協議をさせていただいて計上させているというのが現状でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後 1 時50分 休憩

午後 1 時52分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

これで歳出 7 款、商工費の質疑を終わります。

次に、22ページ、8 款、土木費から24ページ、9 款、消防費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出 8 款、土木費及び 9 款、消防費の質疑を終わります。

これをもちまして歳出 2 款から 9 款までの質疑を終わります。

次に、4 ページ、第 2 表 債務負担行為補正及び 5 ページ、第 3 表 地方債補正について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第 2 表及び第 3 表の質疑を終わります。

これで議案第37号 令和 7 年度嬉野市一般会計補正予算（第 2 号）についての質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和 7 年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてから議案第40号 建設工事請負契約の締結についてまでの 3 件について一括して質疑を行い

ます。

質疑の通告はありません。これで議案第38号から議案第40号までの質疑を終わります。

次に、議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

なお、議案第41号から議案第43号については通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に、質疑は3回を超えることはできませんので、御注意ください。

それでは、議案第41号について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特に質疑はないようですので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第43号の質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では明日6月10日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、10日は休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月10日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分 散会